

平成25年9月11日

土地・建設産業局 総務課

平成25年度「土地月間」について

10月は「土地月間」、10月1日は「土地の日」です。

土地は、国民のための限られた貴重な資源です。

将来の子供たちのため、明日の豊かな暮らしのためにも土地の有効利用が大切です。

土地の有効利用の実現のためには、国や地方公共団体が出来る限りの取り組みを行うことはもちろんですが、何よりも不可欠なのは土地に関する施策に対する国民の皆様のご理解とご協力です。

このような観点から、毎年10月を「土地月間」とし、10月1日を「土地の日」と定め、土地に関する基本理念の普及・啓発活動の充実を図っています。

「土地月間」においては、国及び地方公共団体さらには関係団体等が主体となって全国的な普及・啓発活動を展開することとしております。

この機会に、豊かで安心できる住みよい社会を築いていくために、皆さんも是非一度土地の有効利用について考えてみませんか。

1. 実施期間

平成25年10月1日（火）～31日（木）

2. 実施主体

国土交通省、地方公共団体、土地関係団体等

3. 行事内容

- ・講演会などを実施
- ・ポスター、パンフレット、啓発冊子の配布等

(問い合わせ先)

国土交通省 土地・建設産業局 総務課

代表 03-5253-8111

夜間直通 03-5253-8373

F A X 03-5253-1576

企画専門官 柳 澤（内線 30-122）

総務係長 北 埜（内線 30-123）



10月は住生活月間
国土交通省 地方公共団体 国土利用政策推進課